



令和3年度 緊急時対応教育テキスト

原子力防災に関する法令等と 原子力防災体制

令和3年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全研究・防災支援部門

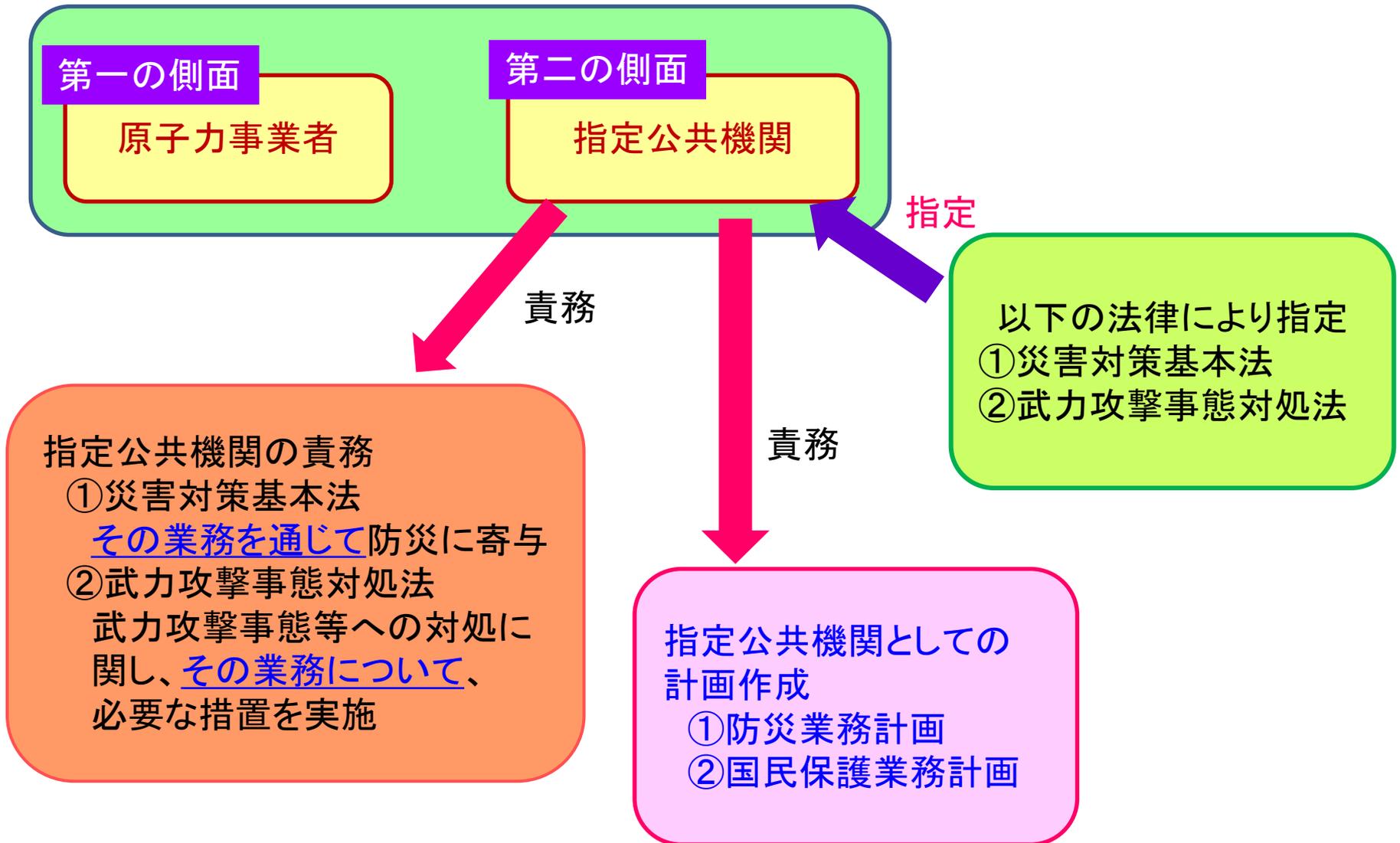
原子力緊急時支援・研修センター



原子力防災対応については随時改訂されます
ので、無断での使用はご遠慮いただきますよう
お願いいたします。

- 原子力防災に関する法令等の技術的内容の紹介
- 令和2年度の緊急時対応教育から改定された法令等の概要の確認

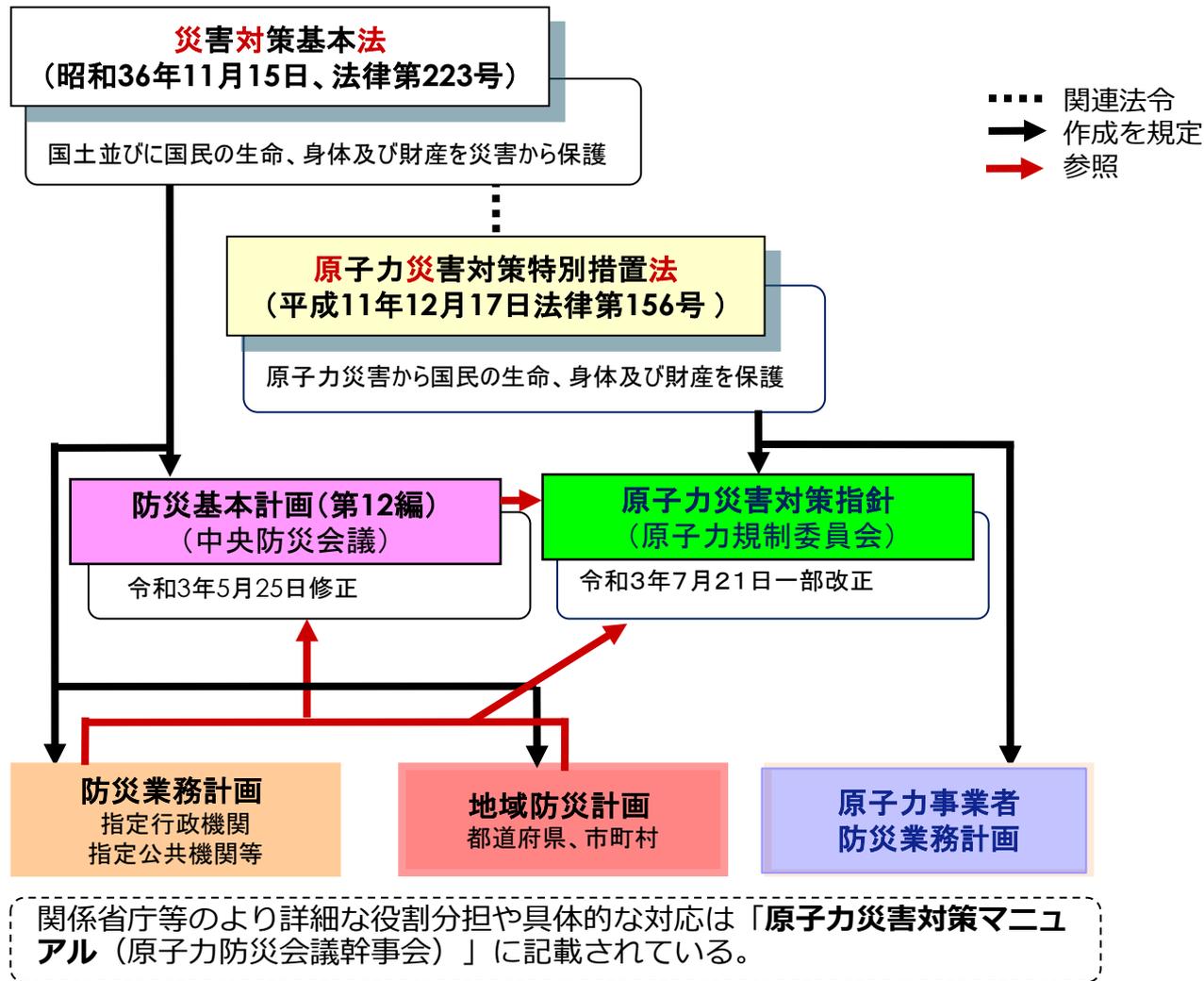
原子力機構の2つの側面



指定公共機関(例)

- 災害研究機関
(原子力機構、量子科学技術研究開発機構 他)
- 医療事業者(日本赤十字社、国立病院機構 他)
- 公共的施設の管理者(東日本高速道路、成田国際空港 他)
- 電気事業者(北海道電力、九州電力 他)
- ガス事業者(東京瓦斯、大阪瓦斯 他)
- 運送事業者(国内旅客船、バス、航空、鉄道、トラック等)
- 電気通信事業者(東日本電信電話、KDDI、NTTドコモ 他)
- 放送事業者(NHK、テレビ朝日、テレビ東京 他)
- その他(イトーヨーカ堂、イオン、セブンイレブン、ローソン、日本医師会 全日本トラック協会 他)

原子力防災対策に関する法令等



※平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

防災基本計画の目的等

防 災 基 本 計 画

<中央防災会議>

- ①内閣府に設置
- ②会長⇒内閣総理大臣
- ③防災に関する重要事項を審議

令和3年5月

中央防災会議

<参考:原子力防災会議>

- ①内閣に設置
- ②常設機関
- ③議長⇒内閣総理大臣
- ④事務局設置(事務局長:環境大臣)

目的・趣旨

- ・中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画
- ・国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する
- ・防災業務計画において重点をおくべき事項の指針を示したもの。
- ・災害の種類に応じた編構成で全15編
- ・原子力災害対策編は第12編
- ・災害対応の時間推移に沿った内容
(災害予防・事前準備、災害応急対策、災害復旧・復興)

防災基本計画の内容

全般

- 第1編 総則
- 第2編 各災害に共通する対策編

自然災害

- 第3編 地震災害対策編
- 第4編 津波災害対策編
- 第5編 風水害対策編
- 第6編 火山災害対策編
- 第7編 雪害対策編

事故災害

- 第8編 海上災害対策編
- 第9編 航空災害対策編
- 第10編 鉄道災害対策編
- 第11編 道路災害対策編
- 第12編 原子力災害対策編
- 第13編 危険物等災害対策編
- 第14編 大規模な火事災害対策編
- 第15編 林野火事災害対策編

防災基本計画 (原子力災害対策編) の内容

第12編 原子力災害対策編

第1章 災害予防

- 第1節 施設等の安全性の確保
- 第2節 防災知識の普及
- 第3節 原子力防災に関する研究等の推進
- 第4節 再発防止対策の実施
- 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- 第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え

防災基本計画 (原子力災害対策編) の内容

第12編 原子力災害対策編

第2章 災害応急対策

- 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立
- 第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動
- 第3節 原子力被災者の生活支援活動
- 第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持
- 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- 第6節 救助・救急、医療及び消火活動
- 第7節 物資の調達、供給活動
- 第8節 保健衛生に関する活動
- 第9節 自発的支援の受入れ
- 第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策
- 第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応

防災基本計画 (原子力災害対策編) の内容

第12編 原子力災害対策編

第3章 災害復旧

- 第1節 原子力緊急事態解除宣言等
- 第2節 原子力災害事後対策
- 第3節 被災者等の生活再建等の支援
- 第4節 原子力災害対策本部の廃止

第4章 原子力艦の原子力災害

- 第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立
- 第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動
- 第3節 犯罪の予防等社会秩序の維持
- 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- 第5節 救助・救急及び医療活動
- 第6節 迅速な復旧活動

防災基本計画で求められる機構の役割

災害応急対策

- 緊急時モニタリングの支援
- 航空機モニタリングの支援
- 被ばく線量の推計
 - ・1週間以内を目途に放射性ヨウ素の吸入による内部被ばく
 - ・1ヶ月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばく
 - ・ホールボディカウンタ、甲状腺モニタ等の整備
- 避難退域時検査及び簡易除染への支援
- 原子炉工学、放射線防護等の専門家の派遣
- 防災資機材の提供
- 住民問合せ対応(専用電話を備えた窓口の設置)
- 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故⇒専門家の現地派遣
- 緊急事態応急対策等拠点施設への職員の派遣
(情報共有、緊急事態応急対策についての調整)



上記責務について、緊急時に対応

防災基本計画修正（令和3年5月）の概要

■ **防災基本計画**・・・災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

主な修正項目

災害対策基本法の改正を踏まえた修正

○災害対策本部の見直し

- ・特定災害対策本部の設置
- ・非常災害対策本部長を内閣総理大臣に変更
- ・災害が発生するおそれがある段階での災害対策本部の設置

○個別避難計画の作成

- ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化

○避難勧告・避難指示の一本化等

- ・避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し

○広域避難に関する事項

- ・災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議
- ・他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定の締結
- ・大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

○避難所における感染症対策

- ・避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等

○避難所開設・運営訓練の実施

- ・感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施

○パーティション等の備蓄の促進

- ・マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進

○コロナの自宅療養者等に対する情報共有等

- ・平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認
- ・自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供

○被災自治体への応援職員等の感染症対策

- ・応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底
- ・応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

○災害対応業務のデジタル化の推進

○福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

○今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応

○あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進

○首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進

○事前防災の取組や複合災害への対応の推進

○ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援

○防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進

○正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進

○それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建

○女性の視点を踏まえた防災対策の推進

防災基本計画(原子力災害対策編) (令和3年5月の修正概要)

【新設】

○新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

○用語の適正化 他

原子力災害対策指針の目的等

原子力災害対策指針

令和元年7月3日

原子力規制委員会

目的・趣旨

- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力規制委員会が定めたもの。
- ・原子力事業者、国、地方公共団体等が、原子力災害対策を円滑に実施するための指針。
- ・緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするを目的としたもの。
- ・原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について記したもの。

原子力災害対策指針の概要

①原子力災害対策に係る基本的事項

- ・指針の位置づけ
- ・原子力災害の特徴
- ・放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

②原子力災害事前対策に係る事項

- ・緊急時の意思決定のための基準となるEAL,OILの設定
- ・避難準備等の事前対策を講じておく区域であるPAZ,UPZの導入
- ・情報提供、モニタリング、被ばく医療等の体制整備、教育・訓練等の事前準備

③緊急事態応急対策に係る事項

- ・迅速に状況把握するための緊急時モニタリングの実施
- ・住民等への迅速かつ適切な防護措置の実施
(避難及び一時移転、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等)

④原子力災害中長期対策に係る事項

- ・放射線による健康・環境への影響の長期的な評価
- ・影響を最小限にするための除染措置の実施

実用発電用原子炉

PAZ(Precautionary Action Zone)

【予防的防護措置を準備する区域】

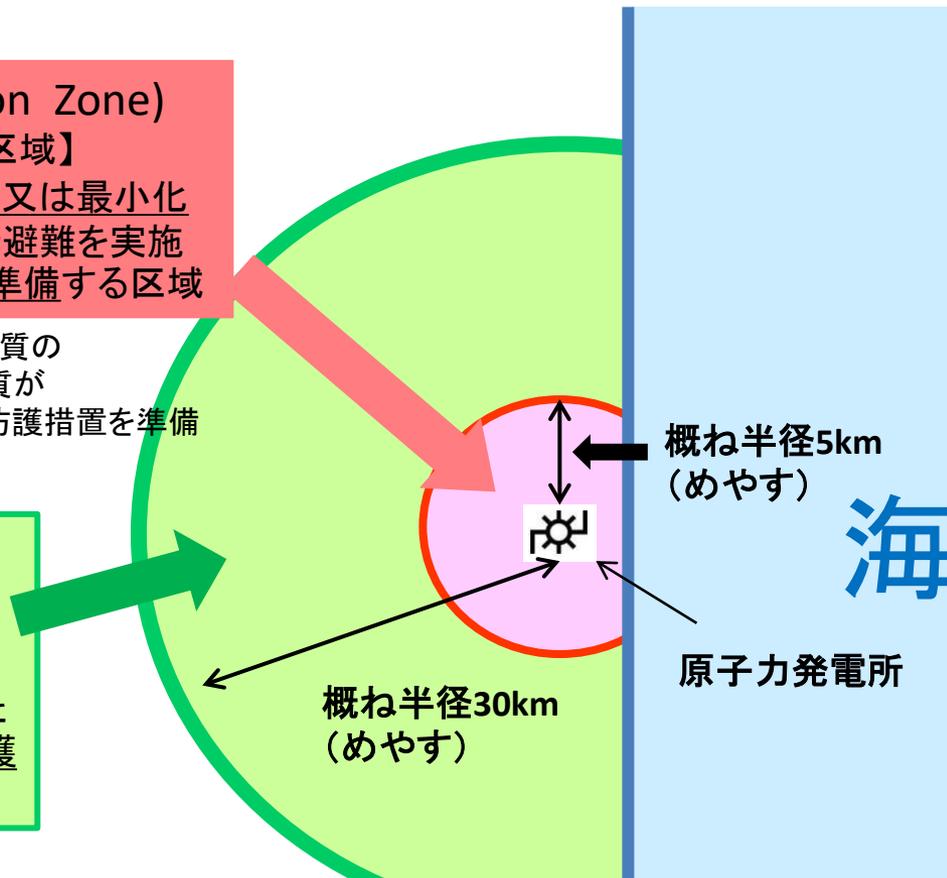
・重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに応じて、即時避難を実施する等、予防的に防護措置を準備する区域

通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備

UPZ(Urgent Protective Action Planning Zone)

【緊急防護措置を準備する区域】

・確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域



概ね半径5km
(めやす)

海

原子力発電所

概ね半径30km
(めやす)

※廃止措置

廃止措置の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設 ⇒ UPZ 5km

※平成29年3月22日全部改正版に新規項目

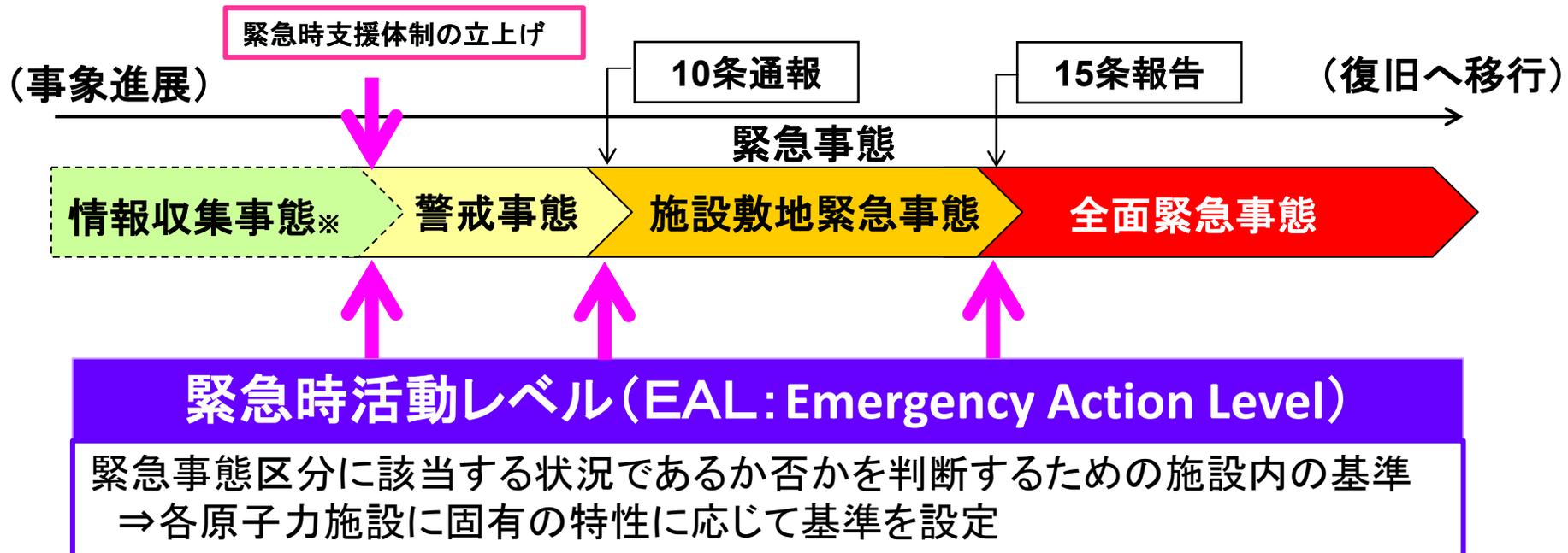
原子力災害対策重点区域

		熱出力(取扱量)の最大値	PAZ	UPZ
試験研究用等原子炉施設 (熱出力の最大値)		熱出力が10MWを超え、100MW以下	なし	5km
		熱出力が2MWを超え、10MW以下	なし	500m
加工施設	ウラン加工施設 (取扱量の最大値)	U235の取扱量が0.08TBq以上	なし	5km
		U235の取扱量が0.08TBq未満	なし	1km
		敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満の加工施設	なし	500m
	Puを取り扱う加工施設	日本原燃再処理事業所に設置されるMOX燃料加工施設	なし	1km
再処理施設		原子力機構核サ研、日本原燃再処理事業所に設置されている再処理施設	なし	5km

※平成29年3月22日全部改正版に新規項目

緊急事態の区分

- 緊急事態の初期対応段階においては、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要であるとし、緊急事態を3つに区分



※情報収集事態: 原子力災害対策マニュアル(原子力防災会議幹事会)
⇒・原子力事業所所在市町村において震度5弱又は5強の地震の発生
・その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合

緊急事態区分及びその判断基準となる主なEAL (PWRの例) 概要(改正含む)

主なEAL(PWRの例)	警戒事態を判断するEAL	施設敷地緊急事態を判断するEAL	全面緊急事態を判断するEAL
原子炉停止機能の異常	原子炉停止信号の発信が一定時間継続(原因が特定できない場合) 又は非常停止が必要な場合に、制御室からの制御棒挿入による停止、もしくは停止確認ができないこと。	—	全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと
冷却材の漏えい	保安規定を超えるもの 又は運転中に冷却装置の作動を必要とする漏洩が発生すること。	非常用炉心冷却装置等のうち高圧又は低圧のいずれかによる注水が直ちに不可	全ての非常用炉心冷却装置による注水が直ちに不可
給水／注水機能の喪失	電動補助球種ポンプ又はタービン動補助給水機能の喪失	蒸気発生器へのすべての給水機能喪失	全て非常用炉心冷却装置による注水不可
電源供給機能の異常	交流電源1系統のみ(15分以上) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止 外部電源喪失(3時間以上)	全非常用交流母線電気供給停止(30分以上) 直流電源1系統のみ(5分以上)	全非常用交流母線電気供給停止(1時間以上) 全直流電源喪失(5分以上)
停止中の原子炉の異常	残留熱除去機能の一部喪失	残留熱機能喪失	一時的に原子炉水位を下げた状態で、残留熱除去機能喪失かつ燃料取替用水貯蔵槽からの注水不可
使用済燃料貯蔵槽の異常	水位が水位低設定値まで低下	水位を維持できないこと	照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること
外的な事象	所在市町村において震度6弱以上 所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報発令 等		

令和2年10月28日一部改正(概要)

改正の主な内容

EALの見直し

- ・加圧水型軽水炉のEAL判断基準に、炉心の損傷が発生していない場合の原子炉格納容器圧力逃がし装置(フィルタベント装置)の使用を加える。

令和3年7月21日一部改正（概要）

改正の主な内容

【施設敷地緊急事態要避難者の明確化】

○妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児の保護者等

➡妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

- ・乳幼児を連れて避難する保護者とともに避難する必要があるその他の児童等を対象とすることを意図
- ・避難の実施に通常以上の時間がかかる者のみならず、原則、PAZ内のすべての妊婦等が施設敷地緊急事態要避難者に該当することを明記

○「安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの」を施設敷地緊急事態要避難者の対象から除外

➡安定ヨウ素剤の事前配布を基本とする観点

令和3年7月21日一部改正（概要）

改正の主な内容

○施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにUPZ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者



安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置の必要性の明確化

地域防災計画や、避難計画を含む地域の緊急時における対応

施設敷地緊急事態の段階で近隣の放射線防護対策を講じた施設(以下「放射線防護対策施設」という。)等に一時的に屋内退避させるなどの措置を講じた上で、安全に避難が実施できる準備が整った段階で避難を実施させる運用となっていることに伴う改正

原子力災害対策重点区域に対する緊急事態に応じた防護措置等 (発電用原子炉の例)



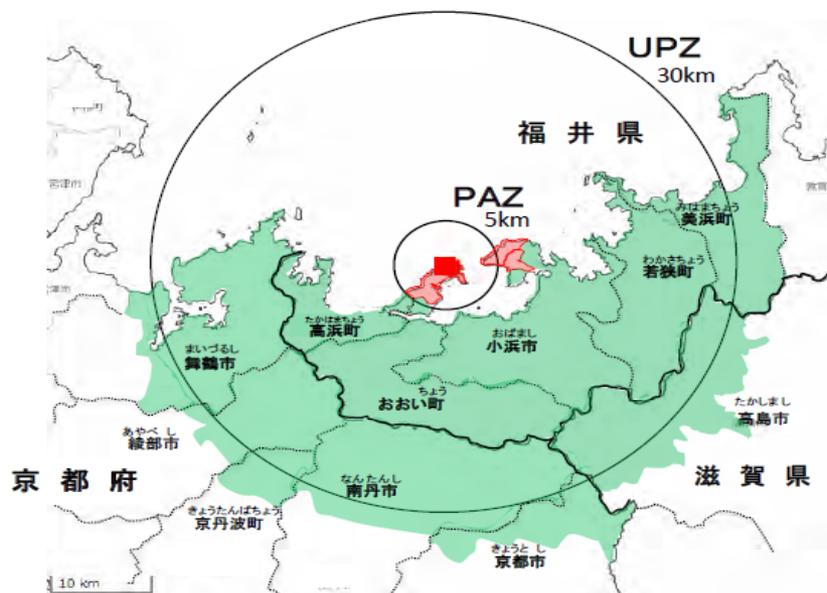
	▼ 緊急事態宣言		▼ 放射性物質の放出	
PAZ (概ね 5km)	・施設敷地緊急 事態要避難者 の避難準備	・施設敷地緊急事態要 避難者の避難の実施 ・避難準備 ・安定ヨウ素剤の 服用準備	・避難の実施 ・安定ヨウ素剤の服用	
UPZ (概 ね 30km)		・屋内退避準備	・屋内退避の実施 ・安定ヨウ素剤の服用準備 ・避難、一時移転、避難退 域時検査・簡易除染の準備	・OIL1以上: 避難→避難退域時 検査→OIL4以上: 除染 ・OIL2以上: 一時移転→避難退 域時検査→OIL4以上: 除染
UPZ外	・施設敷地緊急 事態要避難者 の避難準備へ の協力	・施設敷地緊急事態要 避難者の避難受入れ ・避難準備への協力	・避難の受入れ ・安定ヨウ素剤の服用準備 ・避難、一時移転、避難退 域時検査・簡易除染の準備 への協力	・飲食物スクリーニング基準以上: 飲 食物放射能濃度測定→OIL6以 上: 飲食物摂取制限
			施設状況や放射性物質の放出状況を踏まえ必要に応じて	
			屋内退避を実施する可能性 がある旨の注意喚起	OIL1及びOIL2を超える地域を特 定し、避難や一時移転を実施

(※) 原子力災害対策特別措置法

【参考】大飯地域

原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 大飯地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県おおい町、小浜市、UPZ内は福井県、京都府、滋賀県の6市5町にまたがる。



出典：国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/#/35.795538/136.051941>)
 「白地図」国土地理院 (<http://maps.gsi.go.jp/#/10/35.583944/135.689992>)をもとに内閣府(原子力防災)作成

<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県おおい町、小浜市)

住民数：984人

<概ね5～30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

6市5町 (福井県おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町)、
 (京都府舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都市)

(滋賀県高島市)

住民数：154,252人

人口：平成31年4月1日時点

緊急事態の初期対応段階における 防護措置の考え方

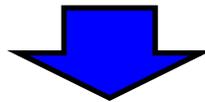
運用上の介入レベル

(OIL: Operational Intervention Level)

放射性物質の放出後の防護措置実施の判断基準

計測可能な値を基準値として設定

- ・空間放射線量率
- ・環境試料中の放射性物質の濃度



- ・緊急時モニタリングの実施
- ・体表面汚染スクリーニング
- ・飲食物中の放射性核種濃度の測定等

OILの初期設定値と防護措置について①

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{*4} 【1か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

OILの初期設定値と防護措置について②

- 放射性物質の放出後に緊急時モニタリングを実施し、その結果に基づき判断

避難に関するOIL

緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合

基準の種類	基準の概要	初期設定値
OIL 1	・数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内退避含む)	500 μ Sv/h (地表面から1mの空間線量率)
OIL 2	・1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限 ・1週間程度内に一時移転を実施	20 μ Sv/h (地表面から1mの空間線量率)

緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

原子力災害対策指針より抜粋

OILの初期設定値と防護措置について③

緊急防護措置 OIL 4 経口摂取、皮膚汚染からの被ばくを防止するための除染基準

初期設定値
 β線 : 40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数)
 β線 : 13,000 cpm 【1か月後の値】(皮膚から数cmでの検出器の計数)

※我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。
 他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

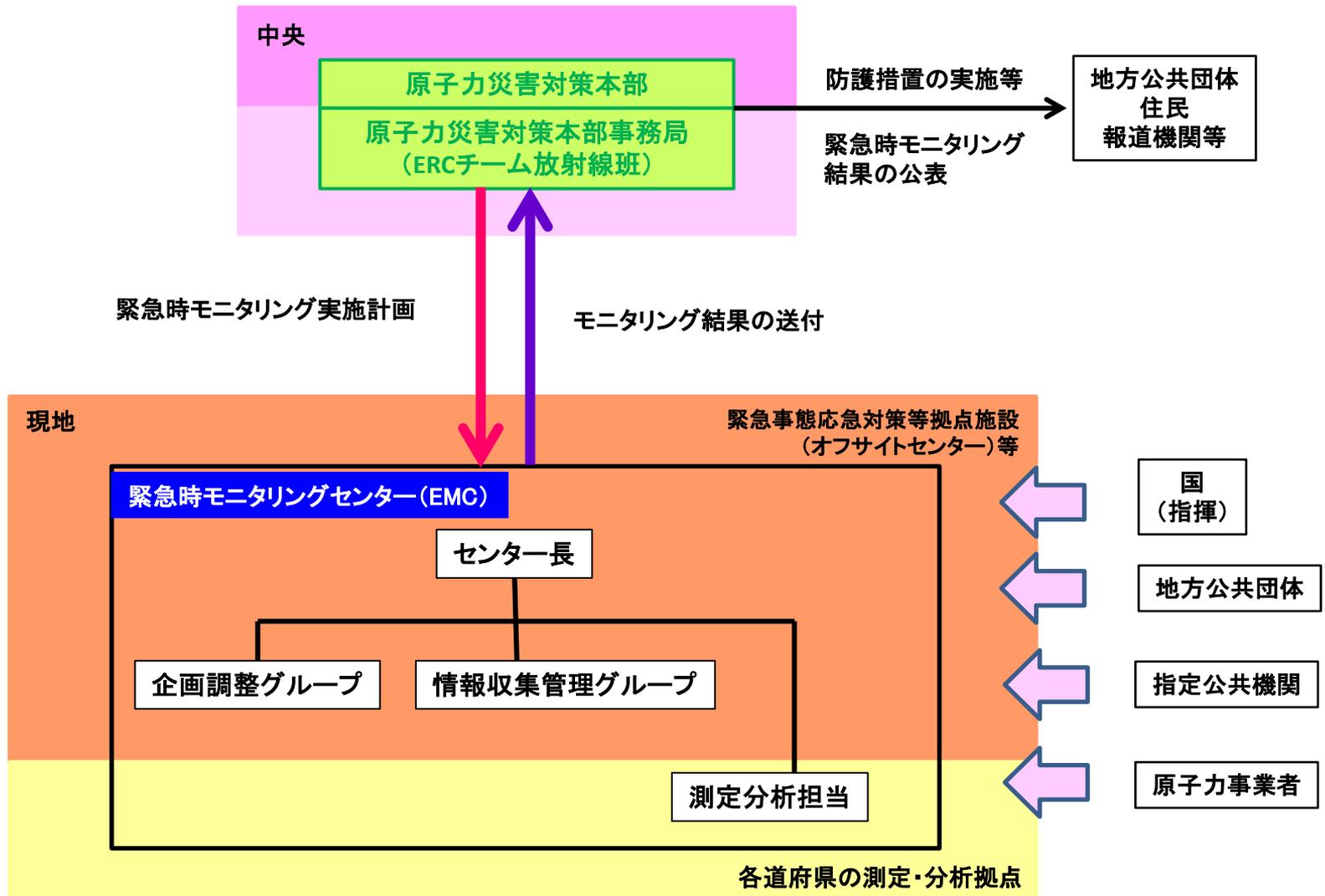
飲食物摂取制限 OIL 6 経口摂取による被ばく影響を防止するための基準

スクリーニング基準 : 0.5μSv/h (地上1mの空間線量率)
 ⇒ 数日以内に飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき区域を特定

核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン 元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施
 ※基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

緊急時モニタリング体制図



緊急時モニタリング等について

実施体制

国の統括で、国、地方公共団体、原子力事業者が連携して緊急時モニタリングを実施、関係指定公共機関が支援

事前措置

- ・国は現地に緊急時モニタリングセンターの体制を準備
- ・国は要員・資機材の動員計画を作成
- ・緊急時モニタリングセンターに入る関係者は連絡会、訓練等により業務品質を向上
- ・地方公共団体は、国、原子力事業者の協力を受けて、緊急時モニタリング計画を作成

発災後

実施

警戒事態

- ・緊急時モニタリングセンターの立上げ準備を開始

施設敷地 緊急事態

全面緊急 事態

- ・国は速やかに緊急時モニタリング実施計画を作成
- ・緊急時モニタリング実施計画に基づくモニタリングを実施
- ・初期モニタリングではOILによる防護措置の判断に必要な空間線量率の測定を優先
- ・モニタリング結果は国で集約し、解析・評価
- ・モニタリング結果の公表は国が一元的に実施

緊急時モニタリング計画と 緊急時モニタリング実施計画

① 緊急時モニタリング計画

- ・ 地方公共団体があらかじめ作成
- ・ 国、原子力事業者、指定公共機関が作成に協力

② 緊急時モニタリング実施計画

- ・ 国が緊急時に直ちに策定
- ・ 関係地域の緊急時モニタリング計画を参照
- ・ 具体的な実施項目、実施主体を記載

<参考> 緊急時モニタリングセンター設置要領

- ・ 緊急時モニタリングセンターの体制・運営について詳細に記載
- ・ JAEA派遣人数等も記載
(関係指定公共機関:企画調整グループ1名
情報収集管理グループ1名
測定分析担当6名)

<参考> 緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)

- ・ 緊急時モニタリングの目的、実施体制及び実施内容等を補足するもの
- ・

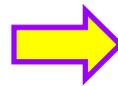
参考：放射線モニタリング情報共有・公表システム

共通部分

放射線モニタリング情報を集約して防災業務関係者で共有する機能(専門系機能)

その情報を一般向けに公表する機能(公表系機能)で構成

緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム
(RAMISES)



今後はRAMISにて対応

放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)

- ・平成27年度から運用。
- ・**緊急時のみ**に情報が公表される。

- ・令和3年7月より本格運用
- ・**平常時から**モニタリングポスト等の測定値が公表
- ・放射線量率の表示方法の変更
- ・処理等にかかる性能の向上

避難退域時検査及び簡易除染

原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル

原子力規制庁

原子力災害対策・核物質防護課

(平成27年3月31日作成)

(平成27年8月26日修正)

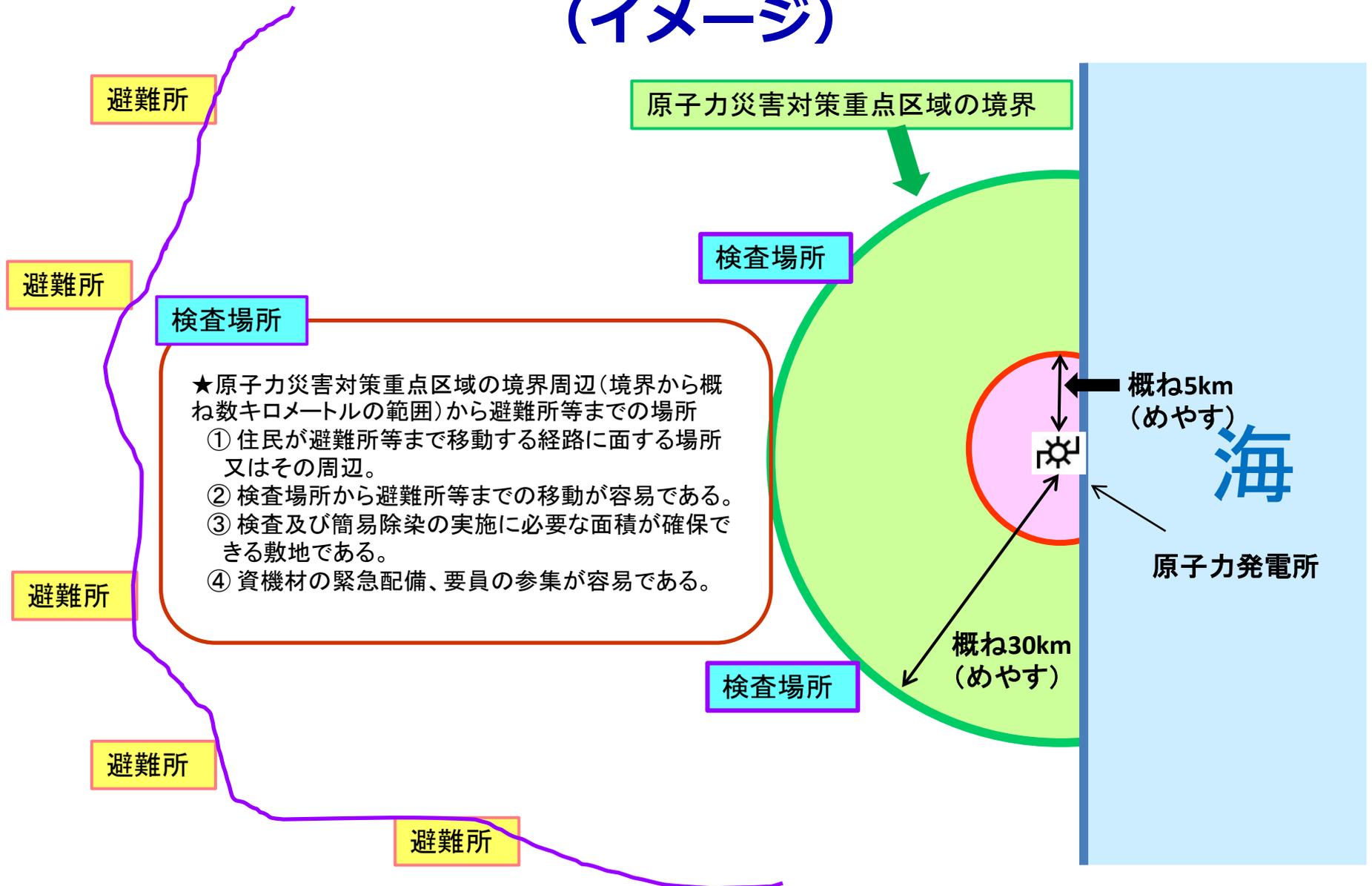
(平成28年9月30日修正)

(平成29年1月30日修正)

目的・趣旨

- ・避難や一時移転される方の汚染状況を確認することを目的
- ・除染が必要なレベルの外部汚染がないかを確認する検査方法
- ・除染が必要な場合の簡易除染方法。
- ・住民の受け入れに携わる地方公共団体の不安の解消にも役立つ。

避難退域時検査及び簡易除染の場所 (イメージ)

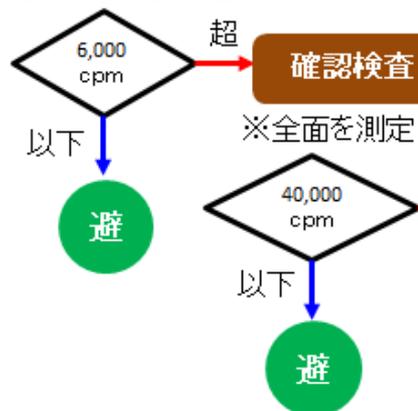


避難退域時検査手順について

1. 車両の検査

指定箇所検査

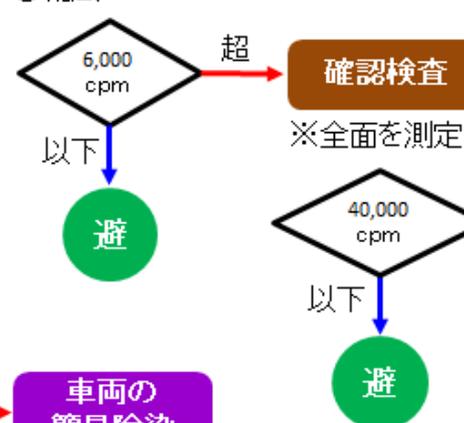
- ①タイヤ(全輪)
- ②ワイパー部周辺



2. 乗員の検査

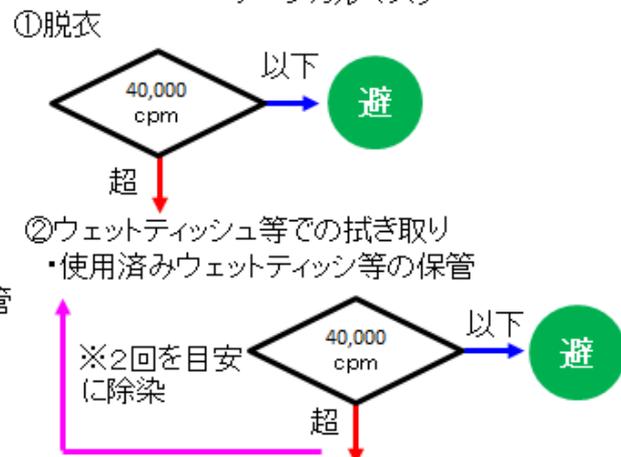
指定箇所検査

- ①頭部、顔面
- ②手指、掌
- ③靴底



住民の簡易除染

- 【防護装備】
- ・手袋
 - ・サージカルマスク



- ③流水による除染
- ・水の拡散防止、排水の処置

- 汚染検査計
- ・時定数: 3秒
 - ・測定レンジ: 10kcpm

◎凡例

避 : 避難所等への移動

超 : OIL4を超える場合

以下 : OIL4以下の場合

- それでも40,000cpm以下にならない場合は、検査場所に一時保管(駐車)
- ・乗員は、バス等で避難

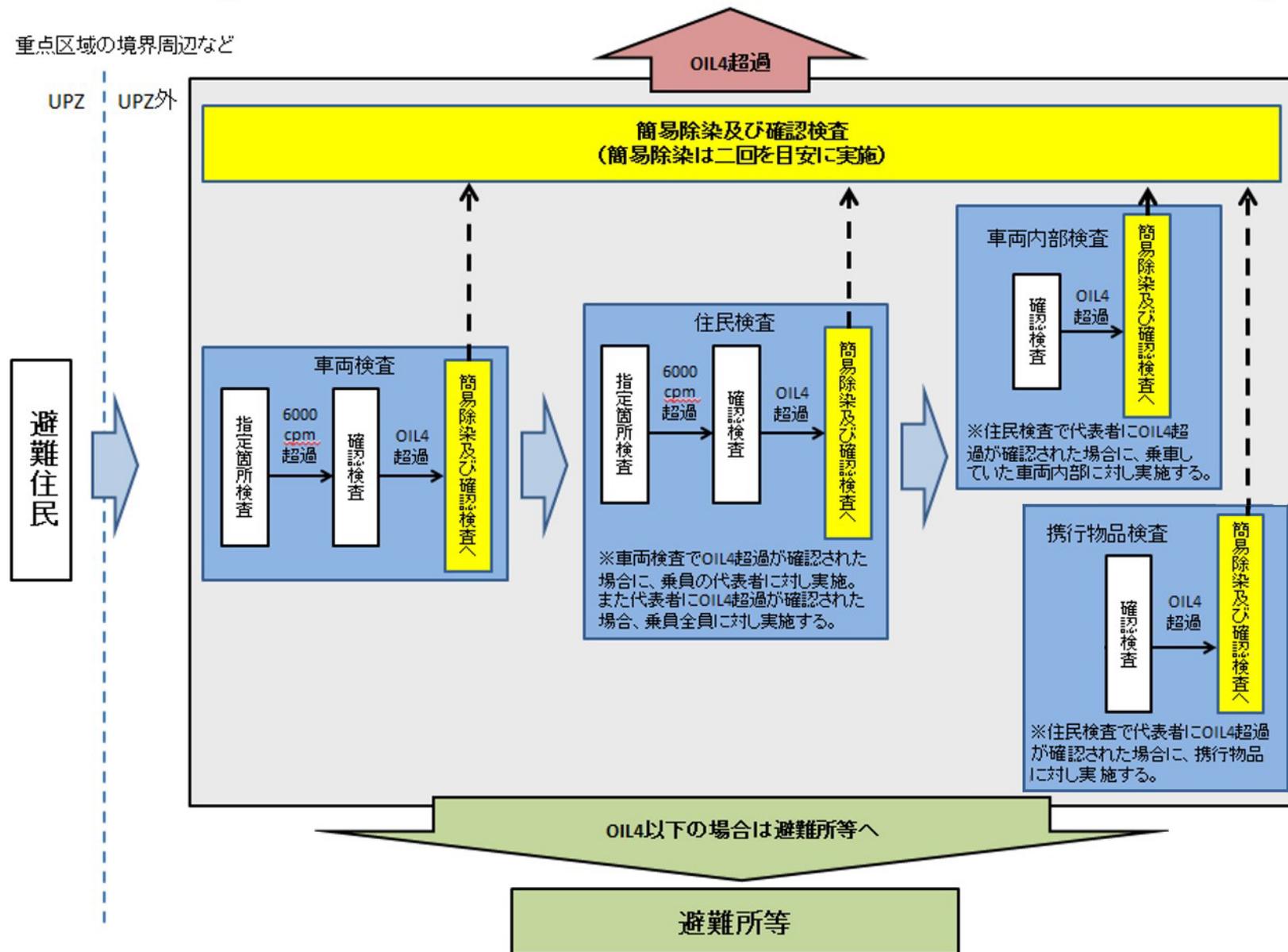
- それでも40,000cpm以下にならない場合は、40,000cpm以下にならない部位をタオル等で覆う等の拡散防止措置を施した上で、除染機関へ移動



OIL4超過時の措置

- ・除染が行える機関まで移動(住民)
- ・住民が所有権を放棄した場合廃棄処分(携行物品)
- ・ポリ袋に入れ封をしたまま避難所等へ持参(携行物品)
- ・検査場所で一時保管(携行物品・車両)

重点区域の境界周辺など



避難退域時検査の状況



車両に対する検査(車両用ゲートモニタ)



車両指定箇所検査(自治体職員)



車両除染(自衛隊)



避難住民に対する検査(JAEA)



美^み浜^{はま}地域の緊急時対応 (全体版)

令和3年1月5日
福^ふ井^くエリア地域原子力防災協議会

目次

1. はじめに	P.2
2. 美 ^み 浜 ^{はま} 地域の概要	P.4
3. 緊急事態における対応体制	P.9
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.24
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	P.43
6. UPZ内における対応	P.54
7. 冷却告示の対象である1・2号機に係る対応	P.101
8. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P.105
9. 緊急時モニタリングの実施体制	P.124
<u>10. 原子力災害時の医療等の実施体制</u>	P.135
11. 国の実動組織の支援体制	P.150

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城県）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)



(C)2015 ENRINC(15E-36175号)

※2011.3 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング



各地域の緊急時対応

・泊地域の緊急時対応

内閣府政策統括官(原子力防災担当) 泊地域原子力防災協議会

(令和2年12月23日 第3回泊地域原子力防災協議会にて改定) 避難車両、一時滞在場所等における感染拡大防止 他

・女川地域の緊急時対応

内閣府政策統括官(原子力防災担当) 女川地域原子力防災協議会 (令和2年6月17日 第2回女川地域原子力防災協議会にて改定)

・高浜地域の緊急時対応

内閣府政策統括官(原子力防災担当) 福井エリア地域原子力防災協議会

(令和2年7月30日 第4回福井エリア地域原子力防災協議会にて改定)

・大飯地域の緊急時対応

内閣府政策統括官(原子力防災担当) 福井エリア地域原子力防災協議会

(令和2年7月30日 第4回福井エリア地域原子力防災協議会にて改定)

・美浜地域の緊急時対応

内閣府政策統括官(原子力防災担当) 福井エリア地域原子力防災協議会

(令和3年1月5日 第5回福井エリア地域原子力防災協議会にて確認)

・島根地域の緊急時対応

内閣府政策統括官(原子力防災担当) 島根地域原子力防災協議会 (令和3年7月30日 島根地域原子力防災協議会にて確認)

・伊方地域の緊急時対応

内閣府(原子力防災) 伊方地域原子力防災協議会

(平成2年12月23日 第4回伊方地域原子力防災協議会にて改定) 避難車両、避難所などにおける感染拡大防止 他

・玄海地域の緊急時対応

内閣府政策統括官(原子力防災担当) 玄海地域原子力防災協議会

(令和3年7月20日 第3回玄海地域地域原子力防災協議会にて改定) 避難車両、避難所などにおける感染拡大防止 他

・川内地域の緊急時対応

内閣府原子力災害対策担当室 川内地域ワーキングチーム

(令和3年7月20日 第2回川内地域地域原子力防災協議会にて改定) 避難車両、避難所などにおける感染拡大防止 他

1. 改定の目的

「伊方地域の緊急時対応」は、平成27年8月に開催された伊方地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同年10月に原子力防災会議において了承された。また、平成27年11月の国の原子力総合防災訓練の実施を通して得られた教訓等を踏まえ、平成28年7月に改定を行っている。さらに、平成28年度から平成30年度に実施された愛媛県原子力防災訓練の検証結果等を踏まえ、平成31年2月に改定を行っている。

今般の新型コロナウイルスのような感染症(以下、「感染症等」という。)の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、「伊方地域の緊急時対応」の改定により、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図る。

2. 改定のポイント

〈改善〉感染症等の流行下における各種防護措置の具体化

避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。

屋内退避時の感染拡大防止

- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

〈その他の改定〉

○放射線防護対策施設の新たな整備

- ・既存の放射線防護対策施設に加え、新たに1施設を整備。
(与修防災センター(予防避難エリア))

＜感染症等の流行下に原子力災害が発生した場合＞

		避難元	避難等の実施	避難先		
施設敷地 緊急事態要 避難者等	PAZ・ 予防避難エリア				手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底	
	感染者(重症者)	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ それ以外の者は別の施設で屋内退避。	➢ それ以外の者は、別の車両で避難。	➢ 感染症指定医療機関等で治療		
	避難の実施により健康リスクが高まる者 感染者(軽症者等) それ以外の者	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。	➢ 感染者(軽症者等)とは、別の車両で避難。	➢ それ以外の者は、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。		
一般住民	感染者(重症者)	自宅等で避難開始	➢ 指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。	➢ 避難先施設では、密集を避ける。	一定の距離確保等の感染予防策を徹底	
	感染者(軽症者等)	避難車両開始	➢ 避難車両 ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	➢ 避難車両(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。		
	それ以外の者	バス避難者等の一時集結所等 ➢ 密集を避け、極力分散して避難。	➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	➢ 避難先施設では、密集を避ける。		
UPZ内の住民	UPZ				一定の距離確保等の感染予防策を徹底	
	感染者(重症者)	屋内退避 ➢ 自宅等でも、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。 ➢ 指定避難所等で屋内退避を実施する場合は、密集を避け、極力分散して退避。	➢ 一時移転等開始 ➢ バス避難者等の一時集結所等 ➢ 密集を避け、極力分散して集合。	➢ 避難車両 ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 ➢ 避難越域時検査場所 ➢ 密集を避け、極力分散して検査。		➢ 感染症指定医療機関等で治療 ➢ 避難所等 ➢ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
	感染者(軽症者等)					
UPZ外の住民	感染者(重症者)				一定の距離確保等の感染予防策を徹底	
	それ以外の者					

※濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)>

		避難元		避難等の実施		避難先		手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
		自宅等で避難準備		避難車両		避難所等		
施設敷地緊急事態要避難者	感染者(重症者)	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➤ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。		➤ それ以外の者とは、別々の車両で避難。		感染症指定医療機関等で治療		それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。
	避難の実施により健康リスクが高まる者 (感染者(軽症者等)※2 それ以外の者※3)	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➤ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。		➤ 感染者(軽症者等)とは、別々の車両で避難。		感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。		
施設敷地緊急事態要避難者	避難の実施により健康リスクが高まらない者 (感染者(軽症者等)※2 それ以外の者※3)	バス避難者等の一時集合場所等 ➤ 密集を避け、極力分散して集合。 (例) [感染症(軽症者等)] ・一時集合場所等を経由せず、直接指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・検温等による体調確認を行う。 ・一時集合場所等の中で分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・一時集合場所等の場所を分ける。		避難車両 ➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。		避難所等 ➤ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。		一定の距離確保等の感染予防策を徹底
	感染者(軽症者等)※2 それ以外の者※3	【SE】避難等開始		➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。		➤ 避難先施設では、密集を避ける。		
一般住民	感染者(軽症者等)※2	➤ 指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) [感染者(軽症者等)] ・別車両により、指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・検温等による体調確認を行う。 ・施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・避難施設の場所を分ける。		【GE】避難等開始		➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。		一定の距離確保等の感染予防策を徹底
	それ以外の者※3			➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。		➤ 避難先施設では、密集を避ける。		

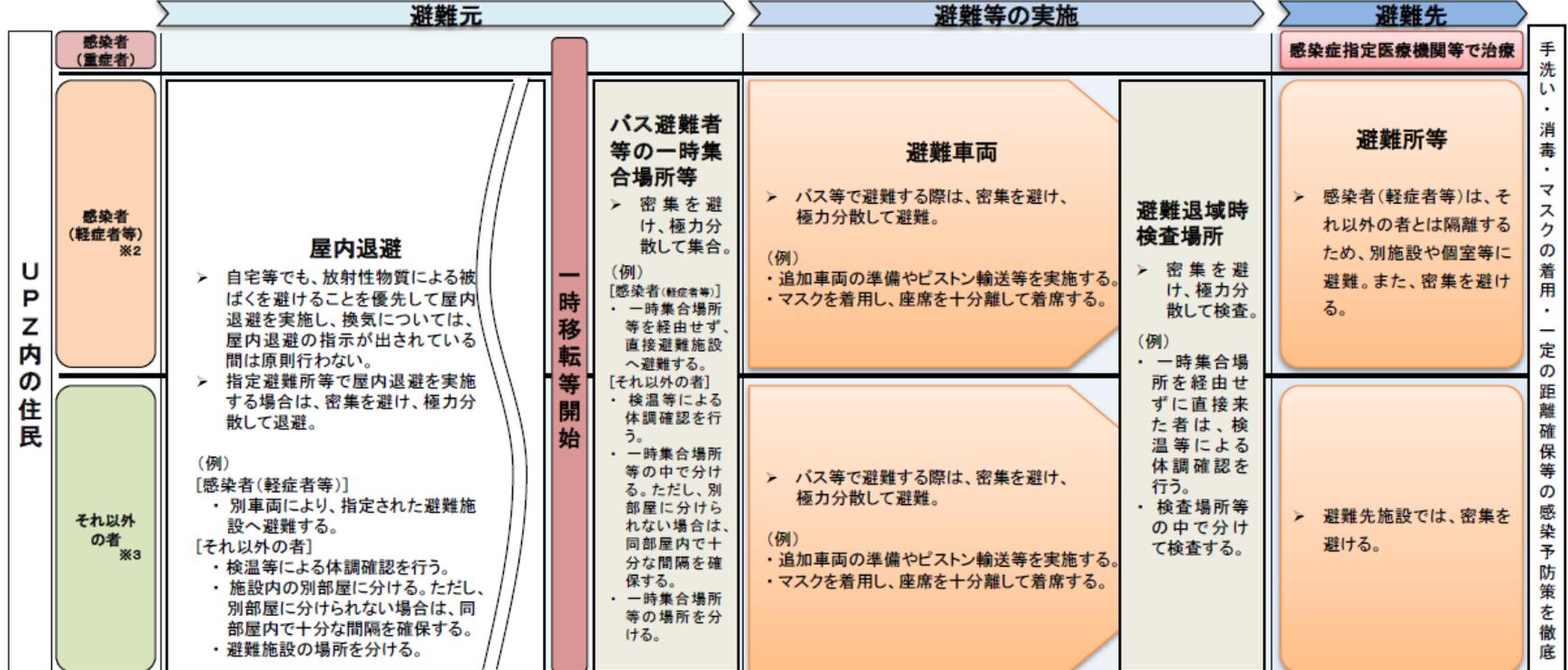
※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」 府政原防796号 令和2年11月2日

【内容】

- 防護措置の実施における全般的な対応
- 一時集合場所における対応
- 避難車両における対応
- 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応
- 避難退域時検査及び簡易除染における対応
- 屋内退避時及び避難所における対応

「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」 府政原防796号 令和2年11月2日

【避難退域時検査及び簡易除染における対応】

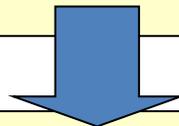
- バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定
 - 検査等の順番を待つ住民が待合スペース等に滞留しないようにするなど、3つの密を避ける
- (検査等での対応)3つの密の回避
- 検査レーンを分ける(濃厚接触者、発熱・咳等のある者、その他の者)。
 - 降車する順番を調整し検査等のタイミングをずらす。
 - 代表者に対する指定箇所検査は、代表者が車に乗った状態で行うことも可能

【参考:換気について】

- 全面緊急事態後は、放射性物質による被ばくを避ける観点から換気は行わないことを基本
- 感染症の観点から、30分間に1回程度、数分間窓を全開等の換気

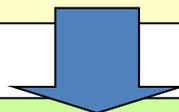
武力攻撃事態対処法

武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、対処基本方針の内容、決定手続等基本的事項を定めるもの



国民保護法

武力攻撃から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小限にするため、国・地方公共団体の責務、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の措置を規程



【国】

国民の保護に関する基本指針

- ・内閣総理大臣に協議
- ・国民保護計画及び業務計画の作成基準
- ・想定される武力攻撃事態の類型(着上陸攻撃、ゲリラ攻撃、ミサイル攻撃、航空機攻撃)
類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置



【指定行政機関】

国民保護計画

- ・内閣総理大臣に協議

【都道府県】

国民保護計画

- ・内閣総理大臣に協議

【指定公共機関】

国民保護業務計画

- ・内閣総理大臣に報告

【市町村】

国民保護計画

- ・都道府県知事に協議

【指定地方公共機関】

国民保護業務計画

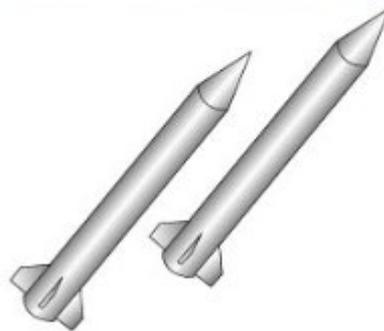
- ・都道府県知事に報告

着上陸侵攻の場合



- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。

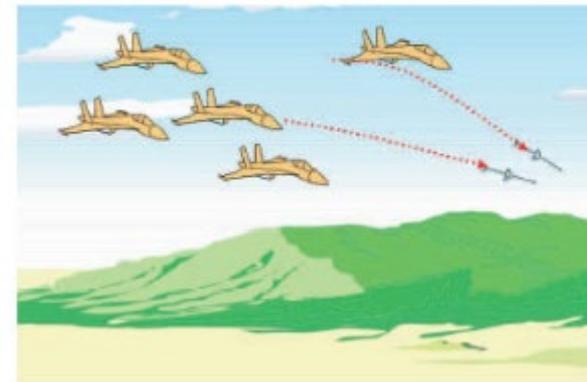
弾道ミサイル攻撃の場合



- 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想されます。
- 弾頭の種類(通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか)を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

武力攻撃事態の 類型ごとの特徴

航空攻撃の場合



ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合



- 突発的に被害が発生することも考えられます。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設(原子力事業所などの生活関連等施設など)の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがあります。
- NBC兵器やダーティボムが使用されることも想定されます。

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。

緊急対処事態とは

～攻撃対象施設等による分類～

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

原子力事業所などの破壊

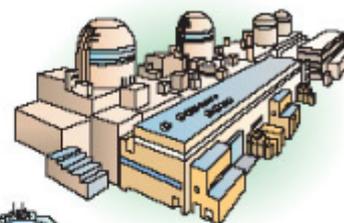
大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。

石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。

危険物積載船などへの攻撃

危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。



多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



緊急対応事態とは

～攻撃手段による分類～

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

〈事態例〉

ダーティボム※などの爆発

爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。

生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

化学剤の大量散布

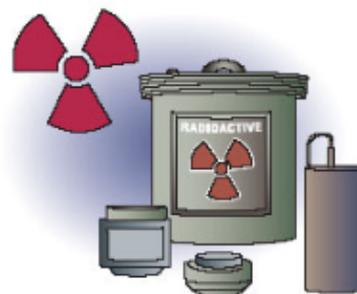
地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をほうように広がります。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

〈事態例〉

航空機などによる自爆テロ

爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。



※ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾



武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

目次

[第一章 総則（第一条—第八条）](#)

[第二章 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための手続等（第九条—第二十条）](#)

[第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十一条—第二十四条）](#)

[附則](#)

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第八号八(1)を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

四 存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

五 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

六 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。

七 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十一条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十四条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等及び存立危機事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

- 2 政府は、前項の目的を達成するため、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生等の我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、次に掲げる措置その他の必要な施策を速やかに講ずるものとする。
 - 一 情勢の集約並びに事態の分析及び評価を行うための態勢の充実
 - 二 各種の事態に応じた対処方針の策定の準備
 - 三 警察、海上保安庁等と自衛隊の連携の強化

(緊急対処事態対処方針)

第二十二条 政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

- 2 緊急対処事態対処方針に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
 - 二 当該緊急対処事態への対処に関する全般的な方針
 - 三 緊急対処事態に発生し得る事象

- 内閣官房国民保護ポータルサイト
<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

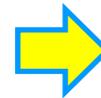
事態対処法における各災害と 国民保護法における保護措置の整理

災害の種類

保護措置の種類

1

武力攻撃事態等 原子力災害



国民保護措置

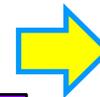
2

武力攻撃事態等 放射性物質による汚染

※武力攻撃事態等 ⇒ 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態

3

緊急処理事態 原子力災害



緊急対処保護措置

4

緊急処理事態 放射性物質による汚染

武力攻撃原子力災害等

武

N

R

緊

N

R

国民保護関連の特徴

- 自主性の尊重

理事長は、その実施方法等について、国及び地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものとする。

- 安全の確保

理事長は、国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

- 指定公共機関の業務に係る保護措置



御清聴ありがとうございました。